

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月29日
【会社名】	トーヨーカネツ株式会社
【英訳名】	TOYO KANETSU K.K.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大和田 能史
【本店の所在の場所】	東京都江東区南砂二丁目11番1号
【電話番号】	03(5857)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 米原 岳史
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区南砂二丁目11番1号
【電話番号】	03(5857)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 米原 岳史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月25日開催の当社第118期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金53円とする。

第2号議案 吸収分割契約承認の件

会社分割（吸収分割）により、プラント事業を当社の完全子会社であるトーヨーカネツプラント事業分割準備株式会社に、物流ソリューション事業を当社の完全子会社であるトーヨーカネツ物流事業分割準備株式会社に各々承継させる吸収分割契約の内容を承認する。なお、当該吸収分割の効力発生日は、2027年4月1日を予定する。

第3号議案 定款一部変更の件

第2号議案の承認可決及び吸収分割の効力発生を条件に、その効力発生日に当社の事業の目的の変更を行う。また、監査等委員である取締役の員数を6名以内に変更する。

第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）として、大和田能史、小林康紀、米原岳史を選任する。

第5号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案の承認可決を条件に、監査等委員である取締役として、渡邊修を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	104,233	382	0	(注)1	可決 98.27
第2号議案	103,582	1,028	0	(注)2	可決 97.66
第3号議案	102,651	1,957	0	(注)2	可決 96.78
第4号議案					
大和田能史	100,994	3,616	0		可決 95.22
小林康紀	102,689	1,921	0	(注)3	可決 96.82
米原岳史	102,200	2,410	0		可決 96.36
第5号議案					
渡邊修	102,696	1,919	0	(注)3	可決 96.83

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を加算しておりません。

以上